

# 下市町「教育大綱」

＜第2期：令和3年度～令和7年度＞

《下市町教育スローガン》

『ふるさと下市に愛着と誇りをもち  
夢と希望に向かってたくましく生きる力を育む』



令和3年3月1日

下市町  
下市町教育委員会

# 1 はじめに

## (1) 教育大綱の位置付け

この大綱は、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、下市町総合教育会議（町長と教育委員会で構成）において協議し、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。なお、教育基本法第17条第2項に定めがある「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と一体的に策定しており、町行政、教育委員会、学校、関係諸団体はこの大綱を踏まえ、具体的な教育施策を進めます。



## (2) 教育大綱（第2期）の取組期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

## (3) 教育を取り巻く社会情勢

- 高度情報化やAI技術の発達により、産業・働き方は大きく変化しつつあり、求められる人材像や「学び」のあり方も、それに伴う変化が求められています。
- それ以上に、コロナ禍（令和2年）による影響は、人々の生活習慣を変え、社会のあり方そのものを変えつつあります。
- 一方で、人種差別などの人権問題、地球温暖化などの環境問題の解決等を目指すための「持続可能な開発目標（SDGs）」が国際社会の重要なテーマとなっています。
- 日本においては、少子化による労働人口の減少が重要な課題となっており、人材不足に苦しむ産業が増えています。外国からの労働者を受け入れる中で、多文化共生教育の重要性が高まっています。
- 本町においても、過疎化の傾向が著しく、少子高齢化が進んでいます。

# 2 本町の学校教育 ～「誰一人取り残すことのない学び」の実現～

## (1) 学校教育の現状

子どもの数が減っていく中で、効果的な教育を、どう安定的に進めていくのかは、町の未来にとって重要な課題だと考えます。そのため、令和2年度から、幼稚園・保育園一体型の町立こども園を開園しました。小学校・中学校においては、小中一貫校としての教育を開始し、令和5年度に「義務教育学校」が開校します。令和2年9月、文部科学省は令和4年度から小学校高学年に「教科担任制」を導入する方向を示しました。本町では既に取組を進めていますが、さらに研究を進め義務教育学校へとつなげていく必要があります。

また、令和2年10月には、全児童・全生徒の机の上にパソコンを導入しました。「誰一人取り残すことのない学び」を実現するために、ICT機器を導入した新しい学びを構築する時が来ています。今後5年間で、「教育先進の町・下市」へと歩みを進めていきます。

## (2) 学校教育の基本方針と取組項目

### ① 目指す子ども像

- 変化を前向きに受けとめ、新たな時代を生き抜く子ども
- 国際社会に目を向けながらも、これからの「下市」を築いていく子ども



	取組項目	達成状況の指標の一例
①	ICT技術で広がる新しい学びを推進する。誰一人取り残さない学びの実現。	授業等でのICT活用状況
②	5,6年に教科担任制を実施し、多くの教員で子どもに関わり信頼感を高める。	教科担任制の実施状況
③	園・小・中一貫した郷土・伝統文化教育を充実させ、課題解決型学習に取り組む。	カリキュラムの構築状況
④	ALTを活用しながら、実践的な英語力を育むための授業を研究する。	授業実践の状況

## ② 確かな学力を育むために <知識・技能に加え重視する3つの力>

### ○ 文章や情報を正確に読み解き、対話する力（表現力）

AI技術が発達する社会で必要なものは、逆に人間としての強みです。他者としっかり対話できる言語能力を身に付けます。主に国語、英語での言語活動及び読書活動、プレゼン活動等を大切にします。

### ○ 問題を解決する科学的・分析的な思考力（思考力、判断力）

現実の問題を解決するために、試行錯誤しながら結論に導く姿勢を重視します。主に理科的、数学的な思考力、技術を中心としたICTスキルの向上、教科横断的な幅広い情報活用力を大切にします。

### ○ 現実世界にときめく感性・好奇心・探求力（学びに向かう力、人間性）

自然体験、社会体験、芸術鑑賞、異学年との共同作業等を通して、現実世界にときめく感性、好奇心や探究心を育みます。主に総合学習、理科や社会、音楽や図工・美術、就学前の体験活動を大切にします。

	取組項目	達成状況の指標の一例
⑤	発表・報告等で自らを表現し、他者としっかり対話できる言語能力を育成する。	プレゼン活動等の取組割合
⑥	具体的な読書活動を取り入れ、豊かな読書の習慣を身につける。	読書量、取組の割合
⑦	ICT技術を敬遠せずに使えるスキルを身につけ、情報活用力を育成する。	ICTスキル向上の機会増加
⑧	科学的なものの見方を通して結論に導く力、分析的な思考力を育む。	課題解決型学習等の割合
⑨	自然体験等、種々の体験活動を重視し、現実世界の価値に深く気付き、感性を磨く。	体験活動の実施割合
⑩	教員は、子どもの興味を喚起する授業を工夫し、好奇心・探究心を育む。	授業研究、研修の割合

## ③ 心と身体を育むために <重視する5つの目標>

### ○ 運動を好きにさせる中で、体力向上を図る

健やかな体づくりを目指し、体育の授業において9年間一貫した効果的な指導法を研究します。運動技能の向上だけでなく、運動好きの子どもを育て生涯スポーツにつなげます。

### ○ 環境問題等に取り組むための知識と態度を養う（ESD … Education for SDGs）

環境、人権、防災、平和、多様性などの観点から、2015国連サミットで採択された17の目標（SDGs）を目指すための知識と態度を養います。家庭科の環境アクションなどを始め、ESDを研究し実践します。

### ○ 高い人権意識を身に付け、多文化共生、違いを認め合う力を付ける

お互いが違いを認め合う雰囲気の中で、いじめ防止等の対策を徹底して取り組みます。また、国際社会でも通用するような人権感覚（SDGs等）を、道徳をはじめ全ての教育活動の中で育みます。

### ○ 個別の教育的ニーズを把握した特別支援教育を行う

教員が単に寄り添うだけでなく、一人一人の教育的ニーズをしっかりと把握し、ICT機器を活用しながら、可能性を最大限に伸ばします。また、発達障害などに対応した通級指導教室の開設を目指します。

### ○ 教育環境を常に最善の状態に維持する

子どもにとっての最大の教育環境は教職員自身だと考え、常に研修（ICT活用や教科指導等）を怠らず向上心をもって教育に当たります。施設・設備面なども、安全・安心を基本に最善の状態に維持します。



	取組項目	達成状況の指標の一例
⑪	体育の授業において9年間一貫した効果的な指導法の研究を進める。	研究成果のまとめ
⑫	生涯スポーツの基礎として、運動好きの子どもを育てるための授業や運動部の方針。	児童生徒の実態調査等
⑬	環境問題等と向き合い、持続可能な社会の実現を目指す知識・態度を養う。	環境問題等の授業状況
⑭	お互いが違いを認め合う雰囲気を作り、初期対応を重視して「いじめ」等をなくす。	いじめ事案等の件数
⑮	道徳の授業やあらゆる場面で、国際社会でも通用するような人権感覚を育む。	人権を考え合う機会の数
⑯	個々の課題を把握し、可能性を最大限に伸ばす特別支援教育を行う。	特支学級授業の時数
⑰	発達障害などに対応した通級指導教室を開設し充実させる。	通級教室の有無・人数
⑱	教職員は常に研修（ICTや教科指導等）を怠らず、向上心をもって教育に当たる。	職員研修の状況
⑲	安全・安心を基本に、施設・設備を最善の状態に維持する。	施設・設備の点検状況

### 3 本町の社会教育 ～ 明るく前向きに生きる町民を育む ～

#### (1) 社会教育の現状

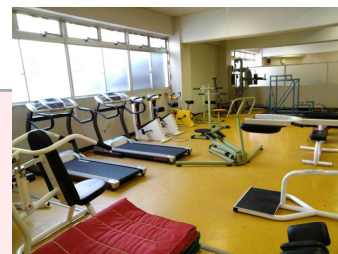
関連する団体・各委員（社会教育委員、スポーツ推進委員、文化連盟、文化財保護委員、人権教育推進委員、各競技団体等）が中心となった伝統的な事業が存在しています。これらの事業には町民が積極的に参加しており、その運営についても主体的に担う体制が構築されています。今後は、「運営に関わる負担」と「事業の効果」についてのバランスを見極めながら事業を続けることが、少子高齢化の中で重要なことだと考えられます。

生涯スポーツの推進	町民体育祭の開催	町展の開催	芸能発表大会の開催	文化講演会の開催	文化財の保護と活用	図書館利用・読書の啓発	人権意識を高める啓発	学校ボランティア支援	家庭教育学級の充実	生き生き学級の充実	青少年の健全育成
-----------	----------	-------	-----------	----------	-----------	-------------	------------	------------	-----------	-----------	----------

#### (2) 社会教育の基本方針

##### ① 社会体育活動の推進

心身ともに健やかに、明るく前向きに生きる町民を育むために、豊かな**スポーツ活動**を基盤とした町民交流を深め、健康増進を図り、誰もが楽しめる生涯スポーツ事業を推進します。総合体育館トレーニング室をフィットネスルームとして開放する取組など、少人数グループでも既存施設を活用できる内容を更に検討し、若年層のニーズに応える努力をします。



##### ② 文化・芸術活動の推進

町の**歴史、自然、文化**を学び、愛し、守り、継承していく態度を育むことで、新たな時代の町民文化を支援します。また、文化行事の開催、文化財の保護と活用、図書館運営と読書の啓発等に取り組みます。特に文化財保護については、まずは町民に知ってもらい、親しみをもってもらうことが大切ですので、パンフレット、看板、紹介記事などの広報活動に力を注ぎます。

##### ③ 地域の教育力向上

地域の教育力向上に寄与する活動を進めていきます。人権意識の向上や、青少年の健全育成、子育て支援のための家庭教育学級や生き生き学級の開設、学校ボランティアへの支援など、**地域住民が自らの教育力を高める**ことができるような取組を進めます。

	取組項目	達成状況の指標の一例
①	グラウンドや総合体育館でのニーズに応じたスポーツ活動の推進	活動回数、利用回数
②	子どもから高齢者までが楽しめる町民体育祭の実施	年代別参加者数
③	町展や芸能発表大会等を実施し、文化・芸術活動支援を充実させる。	実施件数・出点数
④	町の伝統行事や伝統芸能の保存・継承への支援	個別の支援状況
⑤	町の文化財や歴史遺産を保護・活用し、文化財への認識を高める。	保護・活用・広報の状況
⑥	足を運びたいくなるような図書館運営と読書の啓発。	利用状況
⑦	人権学習を進め、町内に人権尊重の文化を根付かせる。	人権学習などの度合
⑧	自立した社会性豊かな青少年の育成を、町ぐるみで促進する。	地域見守り等の度合
⑨	家庭教育での基本的な生活習慣を基盤に、望ましい人間関係の構築。	家庭教育学級の度合
⑩	幅広い子育て支援を行い、家庭及び地域教育力の向上を図る。	子育て支援の具体件数